

指定生活介護ハートピア谷汲の杜 重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人大和社会福祉事業センター
法人所在地	岐阜県関市春里町3丁目3番34号
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 小川 長 (おがわ たける)
電話番号	0575-22-2377

2. 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定生活介護 平成24年4月1日指定
事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
事業所の名称	ハートピア谷汲の杜
管理者、サービス管理責任者	柏尾 真道
事業所の所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂1259
連絡先	電話番号 0585-56-1020
運営方針	○利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 ○地域との結び付きを重視し、市町をはじめ関係機関との連携に努める。 ○事業の実施にあたっては、関係法令を遵守する。
開設年月日	平成24年4月1日
定員	30名

3. サービスに係る施設・設備の概要

敷地面積 5578.06㎡

建物の構造 木造平屋建 (床面積370.99㎡)

○主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
食堂	1室	46.37㎡	
作業室1 (園芸・木工用)	1室	63.76㎡	
作業室2 (室内)	1室	100.41㎡	
生活相談室兼和室	1室	16.56㎡	
医務コーナー		7.45㎡	
更衣室(シャワー室)	2室	13.24㎡	男女別 (更衣室内設置)
屋外作業場		45.55㎡	屋根、風よけカーテンあり
作業棟	1棟	96.00㎡	
ビニールハウス	1棟	200.00㎡	

4. サービス提供職員の設置状況

○職員体制

職種	員数	常勤換算	備考
管理者	常勤1名 (兼務)	1	
サービス管理責任者	常勤1名	1	
生活支援員	常勤4名	4	
生活支援員	非常勤4名	1.9	
医師	嘱託1名	0.01	
看護師	非常勤1名 (兼務)	0.1	
事務員	常勤2名	1.7	

○勤務体制

職 種	勤務時間
管理者	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
生活支援員	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
生活支援員	正規の勤務時間帯(9:00～15:30)(8:00～16:00)
医師	不定期(利用者の健康管理に必要な時間)
看護師	火曜日、金曜日(13:00～15:00)
事務員	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)

5. サービス提供日とサービス提供時間

- (1) 月曜日から金曜日 午前9時00分から午後3時30分
- (2) 土曜日 午前9時00分から午後1時00分(提供日は事業計画に基づく。)
- (3) 国民の祝日、夏期休暇(8月12日から15日)、年末年始(12月30日から1月4日)を除く。

6. サービスの実施地域および利用対象者

実施地域は揖斐郡、安八郡、本巣市の全域とする。ただし実施地域以外の利用者に対し実施する場合もある。利用対象者は知的障害のある18歳以上の者とします。

7. サービスの内容

(1) 自立支援給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の希望や家族の意向を踏まえて、利用者の置かれている環境や日常生活全般の状況等を通じて課題を明らかにした上で、適切な支援内容の把握に基づいた到達目標を設定しケース会議を経て個別支援計画を作成します。
介護	利用者の人格を尊重し、状況に応じた適切な技術をもって、食事・排泄・入浴・整容・更衣等、生活全般にわたる援助を行います。
生産活動	利用者一人ひとりの主体性を大切にし、生産活動の機会を提供します。 農作業、穀類くん炭作業 <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ支払います。
余暇活動支援	地域への外出行事への参加を通じて将来地域において本人が希望する生活を送ることができるための支援をします。
健康管理	月に1度体重、体脂肪測定日を設けて健康管理に努めます。 年に2度健康診断を行ない、健康管理に努めます。 常時は、衛生面(手洗い、うがい等)に気を配り疾病予防等に努めます。 また、緊急時必要により主治医等に責任を持って引き継ぎます。
自己管理	自分で出来る範囲のことを少しずつ広げていけるように支援します。
送迎	利用者心身の特性を踏まえ、安全に移動が出来るよう支援を行います。
地域生活移行支援	利用者が地域で生活できるよう、外出、買い物、自活訓練等について心身の特性に応じた適切な支援を行います。
情報提供	利用者が望む情報に対して情報収集やその収集方法などについて支援します。

(2) 自立支援給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	費用
食事の提供	利用者の希望に応じて、食事を提供します。	昼食400円
生産活動 創作的活動 社会活動	生産活動、創作的活動及び社会活動にかかる費用で、材料費等、利用者へ負担していただくことが適当なものを負担していただきます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の希望によって、行事における材料費等、教養娯楽として必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を負担していただきます。	実費

その他	サービス提供記録等の複写代。 証明書諸書類の発行代。 社会生活上の便宜にかかる費用。	実費 実費 実費
-----	--	----------------

8. 利用料金

(1) 自立支援給付費対象サービスの料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

【サービス利用料金】

(円/日)

障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料金	11,390	8,510	5,990	5,390	4,910

利用者負担に関する月額上限

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) 自立支援給付費対象外サービスの料金

前表に従って実費を徴収いたします。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

指定口座への振込み 大垣共立銀行 揖斐支店 当座 NO. 51701
社会福祉法人大和社会福祉事業センター 理事長 小川 長

9. 利用者の記録及び情報の管理

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時及び事故発生時における対応

利用者の容態に急変が生じた場合及び事故等が生じた場合は、協力医療機関または利用者の指定する機関に連絡する等必要な措置を速やかに講じます。また利用者及びその家族の指定する者（身元保証対して緊急に連絡します。

医療機関名	長瀬診療所（ハートピア谷汲の杜 嘱託医）
主治医	河瀬 晴彦
所在地	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬1510
電話番号	0585-56-3003
診療科目	内科・アレルギー科・消化器科・小児科

※ 協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先診療・入院治療を保証するものではありません。

11. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
---------	----------------

12. 苦情等に関する相談窓口

当事業所 苦情相談窓口	窓口担当者 サービス管理責任者：馬場美江 苦情解決責任者 管理者：柏尾真道 ご利用時間 8：00～17：00（日・祝祭日、年末年始休日を除く） 電話番号 0585-56-1020 ※担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ※苦情受付箱を設置しておきますのでご利用下さい。
第三者委員	本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます（連絡先については、事業所に掲示してあります。） 村上 忠一 TEL0575-49-3066 山岸 美代子 TEL0585-55-2138 杉山 英一 TEL0585-55-2840
行政機関 受付窓口	揖斐川町役場 揖斐郡揖斐川町三輪133 TEL0585-22-2111 大野町役場 揖斐郡大野町大字大野80 TEL0585-34-1111 本巣市役所 本巣市下真桑1000 TEL058-323-7752 神戸町役所 安八郡神戸町神戸1111 TEL0584-27-3111 池田町役場 揖斐郡池田町六之井1468-1 TEL0585-45-3111
県の窓口を紹介	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館6F 岐阜県社会福祉協議会内 県運営適正化委員会 電話番号 058-273-1111

13. 虐待防止に関する相談窓口

当事業所虐待防止に関する 相談窓口	窓口担当者 サービス管理責任者：馬場美江 ご利用時間 8：00～17：00（日・祝祭日、年末年始休日を除く） 電話番号 0585-56-1020
----------------------	--

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ハートピア谷汲の杜 危機対応マニュアル」により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「ハートピア谷汲の杜 消防計画」にのっとり、昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器 あり（25ヶ所） ・誘導等 あり（9ヶ所） ・ガス漏れ報知器 あり（厨房 1ヶ所） ・非常放送設備 あり カーテン等は不燃性のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出日 :平成 年 月 日 防火管理者 :管理者 柏尾 真道（平成24年2月8日修了）

15. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

来訪	事業所営業時間内（平日8：00～17：00）の間をお願いします。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	決められた場所をお願いします。
貴重品等の管理	持ち込みはご遠慮いたします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。